

成績評価の基準

学校法人阿弥陀寺教育学園

国際医療福祉専門学校七尾校

I. 成績評価の基準

(関係条文の抜粋)

1. 学則 (本則)

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、45分とし、卒業までに履修させる授業時数は、救急救命学科にあつては2505時間以上、理学療法学科にあつては2955時間以上、作業療法学科にあつては3045時間以上及び介護福祉学科にあつては1875時間以上とする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては15時間から30時間をもって1単位、演習にあつては30時間をもって1単位、セミナー及び学内実習にあつては30時間をもって1単位、臨地実習・臨床実習・介護実習は45時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2(臨地実習・臨床実習・介護実習においては5分の4)に達しない者は、その科目については評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 他の専修学校、大学等において別表第2に定める科目を履修した場合には、各学科の履修に必要な総授業時数の4分の1を超えない範囲で、当該学科における授業科目の履修とみなす。

(課程修了の認定)

第21条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められる者には卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第22条 前条の規定により、医療専門課程救急救命学科、理学療法学科及び作業療法学科を修了した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

2 前条の規定により、教育・社会福祉専門課程介護福祉学科を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

2. 学則（細則）

3 卒業に必要な総修得単位数

【救急救命学科】

教育カリキュラムの総計に記された単位数は92単位(2,505時間)であり、すべて必修としている。

【理学療法学科】

教育カリキュラムの総計に記された単位数は118単位(3,015時間)であり、その中必修単位の114単位(2,955時間)を修得しなければならない。

【作業療法学科】

教育カリキュラムの総計に記された単位数は124単位(3,105時間)であり、その中必修単位の120単位(3,045時間)を修得しなければならない。

【介護福祉学科】

教育カリキュラムの総計に記された単位数は93単位(1,875時間)であり、すべて必修としている。

4 評価方法

(1) 成績評価

- ①成績評価は、本細則に定めるとおりとする。
- ②成績評価は、試験、口頭試問、論文その他の成績を考慮して総合的に行うものとする。
- ③一授業科目を複数の教員で担当して、考査を分担している場合は、当該担当教員の合議により、主担当教員が成績評価を行うものとする。
- ④実習科目の成績評価は、出席および実習状況、実習目標の達成状況、レポート提出等により、総合的に行うものとする。
- ⑤成績の評価はその成績が90点以上を「秀」、80点以上90点未満を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」とする。
- ⑥成績評価が「不可」及び出席時数の不足している場合は単位認定不可（不合格）とする。

(2) 再履修

- ①必修科目のうち不合格となった授業科目は、原則として再履修をしなければならない。
- ②授業科目について、担当教員が認めた場合は、再履修することなく、次学期以降に実施する当該科目の試験を受験することができる。
- ③②の試験については再試験と同様の取り扱いとする。

(3) 試験

- ①試験日程は試験の7日前までに発表される。

- ②出席時数不足などのため評価を受けられないものは、試験期日前に発表する。
- ③席順は学籍番号順とする。但し、学科長認めた場合はこの限りでない。
- ④試験開始後15分以上経過した場合は試験場に入場できない。
- ⑤途中退室は試験によりその都度定める。この際答案用紙は裏返して、自分の荷物を持って退室すること。また、退室後に再入室することは原則として認めない。やむを得ない事情があるときは担当教員に申し出ること。
- ⑥試験中は学生証を机の上に置くこと。
- ⑦試験会場に入室する際には携帯電話等の電源は切り、カバン等に入れること。

(4) 不正行為

試験実施中は、不正行為とみなされるような態度をとらないこと。不正行為を行った学生に対しては、教員会議の議を経て、当該学期に履修した全科目を無効とする措置を行う。

(5) 追試験

病気、忌引、交通機関の遅延などやむを得ない理由により試験を受けられなかった場合、その理由が正当であると校長が認めた者は、追試験を受けることができる。

この場合、試験終了後7日以内に、医師の診断書、会葬案内、遅延証明書など欠席理由を証明できる第三者の証明書を添付し、「追試験受験願」を事務局学生課に提出しなければならない。上記の証明書がない場合は、再試験と同じ扱いとする。

(6) 再試験

定期試験の結果が「不可」のもの、正当な理由なく定期試験を欠席したものおよび追試験の結果が「不可」のものは再試験を願い出ることができる。この場合、試験発表後指定の日までに再試験料(3,000円)とともに「再試験受験願」を提出しなければならない。ただし再試験の評価は「可」若しくは「不可」のみとする。

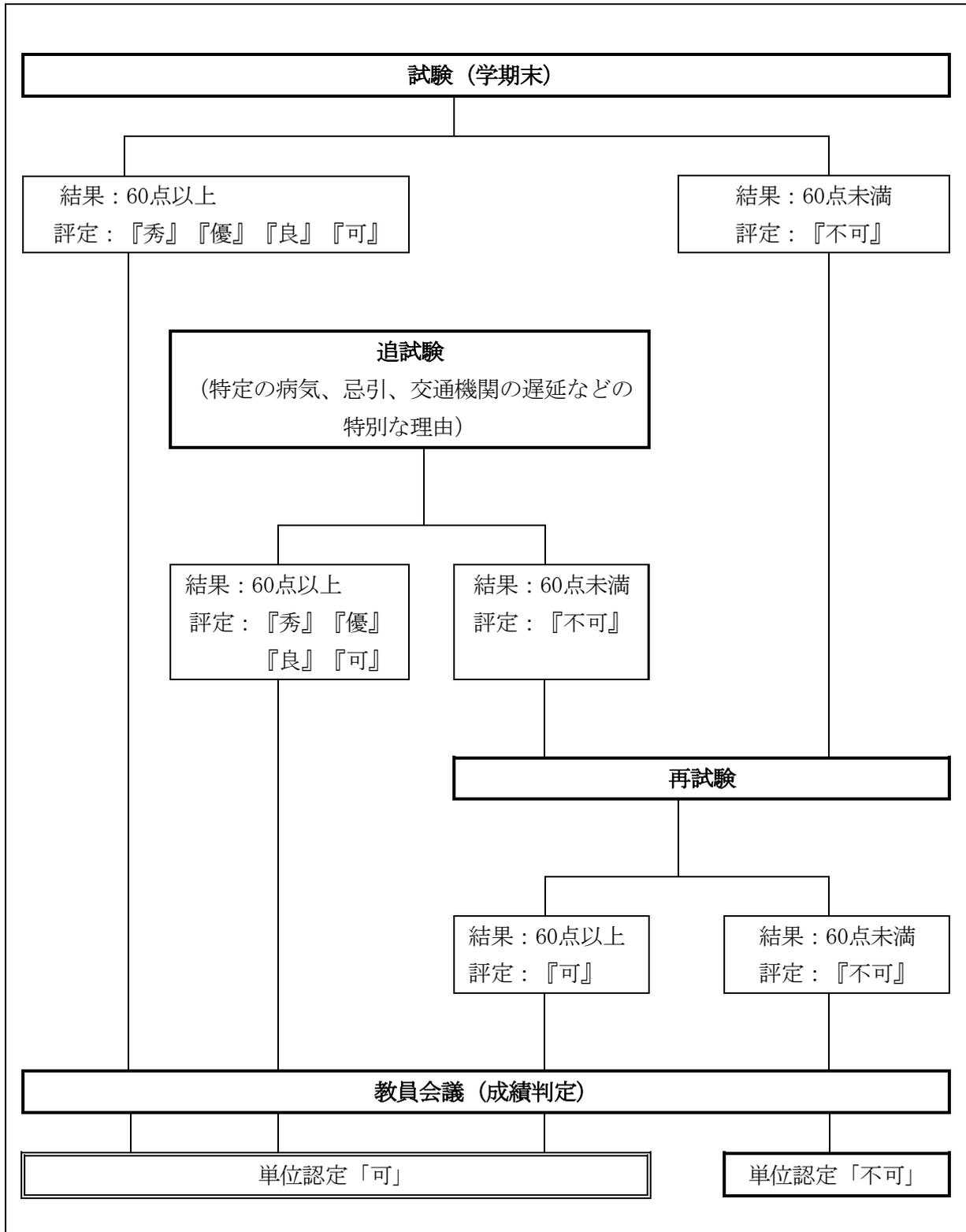
(7) 臨床実習履修要件

- ①臨床実習までに開講された授業科目のすべての単位を修得していなければ実習を履修できない。
- ②教員会議で臨床実習の履修に支障があると判断された場合は、実習を履修できないことがある。

(8) 卒業要件

卒業要件は、本細則第3に定める当該学科の全科目単位認定を受け、かつ校長が卒業を認めたもの。

II. 成績評価の方法



対象外：出席時数不足や試験放棄等で評価を与えられないもの